

## 郡山市私道用防犯灯設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私道における防犯灯の整備を推進することにより、市民の交通安全の確保及び犯罪の防止を図るとともに、生活の向上に資するため、私道に防犯灯を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 公道以外の道路で、一般公衆の利用に供されており、私人が所有及び管理するものをいう。
- (2) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路をいう。
- (3) 防犯灯設置 電力柱、電信柱等への共架又は単独柱を建柱し、防犯灯を新設することをいう。
- (4) 公益施設 行政施設、教育施設、福祉施設、医療施設、保安施設、集会施設、文化施設、通信施設等、公益の用に供している建物をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、防犯灯設置の工事を行う町内会、自治会その他の自治組織又は管理組合とする。

(補助金の交付の対象となる私道)

第4条 補助金の交付の対象となる私道（以下「補助対象私道」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に市民の交通安全の確保及び犯罪の防止の必要性が高いと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 延長が20メートル以上であるもの
- (2) 幅員がおおむね3メートル以上であるもの
- (3) 両端又は一端が公道に接続しているもの
- (4) 私道の隣接地に存する住宅及び公益施設の3軒以上が利用しているもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

- (1) 設置する防犯灯が市の管理する防犯灯又は日没期間中点灯する街灯から60メートル以上離れていないとき。
- (2) 防犯灯設置について、次に掲げる全ての者の同意を得ていないとき。
  - ア 私道の敷地の所有権及び借地権を有する者
  - イ 隣接地に所有権又は借地権を有する者
  - ウ 隣接地に存する建物に所有権を有する者
  - エ 私道を利用している者、防犯灯設置により影響を受ける者その他の私道の関係者で、市長が防犯灯設置について同意が必要であると認める者
- (3) 私道の敷地、隣接地及び隣接地に存する建物の全ての所有者が同一の者であるとき。

(4) この要綱による補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年を経過していないとき。

(5) その他市長が補助することが適当でないとしたとき。

(防犯灯等の仕様)

第5条 この要綱に定める防犯灯設置に際しての工事の施工及び防犯灯等の機器の材料の仕様にあつては、市長が定める郡山市私道用防犯灯設置工事仕様書に定めるところによる。

(補助金の交付の対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助対象私道の防犯灯設置に要する経費とし、補助金の額は補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、既設の電力柱、電信柱等に共架する場合は3万円を、単独柱を建柱する場合は12万円を限度とする。

2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は私道用防犯灯設置事業計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は私道用防犯灯設置事業収支予算書（第2号様式）とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

(1) 工事見積書の写し

(2) 私道の敷地の登記事項証明書の写し

(3) 私道の敷地の公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面をいう。）の写し

(4) 位置図

(5) 第4条第2項第2号に規定する者の同意書の写し

(6) 工事着工前の写真

(7) 申請者が複数名で構成される団体の場合は、代表者を示した書類の写し

(8) 既設の電力柱又は電信柱の共架に係る添架承諾書

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

(1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更

(2) 事業計画の細部の変更であつて、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第9条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。

(2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から2か月以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は私道用防犯灯設置補助金収支決算書（第3号様式）とし、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 工事竣工後の写真
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 設置したLED照明器具等の仕様書の写し
- (5) 電気工事設計図（電気使用申込）の写し

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第12条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(財産処分の制限)

第13条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して、防犯灯設置に係る財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表1に定める耐用年数をいう。）が経過する日までの期間とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

## 私道用防犯灯設置事業計画書

設 置 場 所	郡山市 <span style="float: right;">地内</span>		
設 置 費 用	円		
財 源 内 訳	事 業 費 総 額	市 補 助 申 請 額	そ の 他 の 財 源
	円	円	円
設置費用負担者			
設 置 時 期	年 月 日から		年 月 日まで
設置場所の現況			
防犯灯設置の種別	<input type="checkbox"/> 共架（既存の電柱等に設置する場合。以下の電柱番号も記入） 電柱番号 _____ 線 _____ 線 その他個人所有柱等（所有者氏名： _____ ） <input type="checkbox"/> 単独柱（専用の柱を建てて設置する場合）		
施 工 業 者	住所又は所在地 業 者 名 担 当 者		
備 考			



